

○町田市景観条例施行規則

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

規則第 8 4 号

都市づくり部地区街づくり課

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号。以下「法」という。）、
景観法施行規則（平成 1 6 年国土交通省令第 1 0 0 号。以下「省令」という。）及
び町田市景観条例（平成 2 1 年 6 月町田市条例第 2 3 号。以下「条例」という。）
の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法、省令及び条例において使用する用語
の例による。

(公共的団体)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (5) 独立行政法人環境再生保全機構
- (6) 年金積立金管理運用独立行政法人
- (7) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (8) 地方道路公社
- (9) 地方住宅供給公社
- (1 0) 土地開発公社
- (1 1) 公益財団法人東京都道路整備保全公社
- (1 2) 公益財団法人東京都都市づくり公社

(平 2 7 規則 8 6 ・ 令 3 規則 8 0 ・ 令 6 規則 2 0 ・ 一部改正)

(景観計画の変更に係る軽微な変更)

第 4 条 条例第 1 0 条第 2 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 法第 8 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項の変更

(平 2 5 規則 2 0 ・ 一部改正)

(届出書及び添付書類等)

第 5 条 条例第 1 1 条第 1 項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書 (第 1 号様式) により行わなければならない。

2 前項の届出は、届出の対象となる行為に着手する日 (当該行為が許可、認可等が必要とするときは、当該許可、認可等に係る申請を行う日) の 3 0 日前までに行わなければならない。

3 第 1 項に規定する届出書には、省令第 1 条第 2 項に規定する図書のほか、景観計画で定める法第 8 条第 4 項第 2 号に規定する制限に対する措置状況を記載した書類を添付しなければならない。

4 条例第 1 1 条第 2 項に規定する行為の届出にあつては、前項に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面により適切に表示できないときは、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

(1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で、縮尺 2 , 5 0 0 分の 1 以上のもの

(2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 設計図、造成計画図又は施行方法を明らかにする図面で、縮尺 1 0 0 分の 1 以上のもの

5 省令第 1 条第 2 項第 1 号ニに規定する彩色が施された 2 面以上の立面図は、日本

産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値を表示したものとする。

6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、市長は、省令第1条第2項に規定する図書並びに第3項及び第4項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

7 条例第11条第1項の規定による届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに景観計画区域内における行為の完了（中止）届出書（第1号様式の2）に、竣工写真並びに撮影位置及び方向を図示した図面を添付して、市長に届け出なければならない。

（平22規則56・平25規則20・令元規則10・令6規則20・一部改正）

（適用除外）

第6条 条例第11条第3項第4号の規則で定めるものは、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第22条第3項又は第24条の許可を要する行為とする。

2 条例第11条第3項第5号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表の左欄に掲げる景観計画区域内において定められた地区ごとに、それぞれ当該表の右欄に掲げる届出を要しない行為の規模とする。

（1）法第16条第1項第1号に掲げる行為 別表第1

（2）法第16条第1項第3号に掲げる行為 別表第2

（3）法第16条第1項第4号に掲げる行為 次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に掲げる表

ア条例第11条第2項第1号に掲げる行為 別表第3

イ条例第11条第2項第2号に掲げる行為 別表第4

ウ条例第11条第2項第3号に掲げる行為 別表第5

3 条例第11条第3項第6号ア及びイの規則で定める工作物は、次に掲げる工作物

とする。

- (1) 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- (2) 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- (3) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもので、建築物でないもの
- (4) 橋^{りょう}梁その他これに類するもので、河川、水路等を横断するもの
- (5) 墓園その他これに類するもの
- (6) 携帯電話基地局その他これに類するもの
- (7) 太陽光発電設備その他これに類するもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備に該当するものを除く。）

4 条例第11条第3項第6号イの規則で定める規模は、別表第6の左欄に掲げる景観計画区域内において定められた地区ごとに、それぞれ当該別表の右欄に掲げる届出を要しない行為の規模とする。

（平22規則56・令6規則20・一部改正）

（届出の要件）

第7条 法第16条第1項の規定による届出に係る行為を行う土地の区域が、2以上の景観形成ゾーンにまたがる場合又は2以上の景観形成誘導地区にまたがる場合においては、当該届出に係る行為を行う区域に含まれる土地の面積が最大である景観形成ゾーン又は景観形成誘導地区に当該届出に係る行為を行う区域があるものとみなす。

（変更届出書）

第8条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

（勧告）

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、設計変更等勧告書（第3号様式）により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第10条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(第4号様式)により行わなければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の通知について準用する。

3 第1項の通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに第5条第7項に規定する景観計画区域内における行為の完了(中止)届出書に、竣工写真並びに撮影位置及び方向を図示した図面を添付して、市長に届け出なければならない。

(令6規則20・一部改正)

(事前協議)

第10条の2 条例第11条の2第1項本文の協議は、事前協議申出書(第4号様式の2)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出は、別表第7の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期限までに行わなければならない。

3 条例第11条の2第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 景観形成誘導地区において行われるもの

(2) 法第16条第1項第1号に掲げる行為のうち、次に掲げるもの

ア延べ面積が3,000平方メートル以上である建築物に係るもの

イ50戸を超える集合住宅に係るもの

(3) 法第16条第1項第3号に掲げる行為のうち、開発区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第13項に規定する開発区域をいう。以下同じ。)の面積が1ヘクタール以上であるもの

(4) 町田市住みよい街づくり条例(令和3年12月町田市条例第40号)第13条第1項第4号に掲げる開発等

4 条例第11条の2第1項第2号に規定する規則で定める特定屋内広告物は、次に掲げるものとする。

(1) 表示面積が1平方メートル以下であるもの

(2) 条例第2条第3号に規定する窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面から2メートルを超える位置に表示するもの

5 条例第11条の2第1項第3号の規則で定める屋外広告物等は、町田市屋外広告物条例（令和6年3月町田市条例第15号）第16条第4号から第6号までに掲げる屋外広告物等（同条例第2条第14号の車体利用広告で電車又は自動車に取り付けられた長方形の枠を利用する方式によるもの及び電車又は自動車の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示するものを除く。）とする。

6 条例第11条の2第5項の協議は、変更協議申出書（第4号様式の3）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

（令6規則20・追加）

（特定屋内広告物の表示等に係る完了報告）

第10条の3 条例第11条の2第1項第2号に掲げる行為に係る協議について、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた者は、当該行為が完了したときは、速やかに特定屋内広告物の表示等完了届出書（第4号様式の4）に、当該行為を完了したことが確認できる写真並びに撮影位置及び方向を図示した図面を添付して、市長に届け出なければならない。

（令6規則20・追加）

（変更命令及び原状回復等命令）

第11条 法第17条第1項の規定による命令は、設計変更等命令書（第5号様式）により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（第6号様式）により行うものとする。

（期間の延長）

第12条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書（第7号様式）により行うものとする。

（公共事業景観形成指針の変更に係る軽微な変更）

第13条 条例第16条第4項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 公共事業景観形成指針の目的及び対象とする公共事業の種類の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項の変更

(公共事業の施行者に対する助言)

第14条 条例第18条第1項の規則で定める者は、市が施行する公共事業の施行区域の周辺において、次に掲げる行為をしようとする者とする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除く。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(景観重要建造物の指定の提案)

第15条 法第20条第1項及び第2項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書（第8号様式）により行わなければならない。

(景観重要建造物の非指定の通知)

第16条 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物非指定通知書（第9号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知)

第17条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（第10号様式）により行うものとする。

2 前項の通知は、省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す図面で、縮尺2,500分の1以上のものを添付して行うものとする。

(景観重要建造物の標識の設置)

第18条 法第21条第2項の標識は、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請等)

第19条 法第22条第1項の許可の申請は、景観重要建造物の現状の変更に係る行為に着手する日の60日前までに、景観重要建造物現状変更許可申請書（第11号様式）により行わなければならない。

2 市長は、法第22条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可書（第12号様式）により通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等命令)

第20条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物原状回復等命令書（第13号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物の滅失又は毀損の届出)

第21条 条例第20条の規定による届出は、景観重要建造物の全部又は一部が滅失し、又は毀損した事実を知った日から10日以内に、景観重要建造物の滅失・毀損届出書（第14号様式）により行わなければならない。

(令6規則20・一部改正)

(景観重要建造物の変更の届出)

第22条 条例第21条の規定による届出は、景観重要建造物変更届出書（第15号様式）により行わなければならない。

(景観重要建造物の現状変更行為の完了等の報告)

第23条 条例第22条の規定による報告は、景観重要建造物現状変更行為完了・中止報告書（第16号様式）により行わなければならない。

(景観重要建造物の原状回復等に係る報告)

第24条 条例第23条の規定による報告は、景観重要建造物原状回復等報告書（第17号様式）により行わなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第25条 条例第24条第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講じること。

(2) 景観重要建造物を毀損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講じること。

(令6規則20・一部改正)

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告)

第26条 法第26条の規定による命令は、景観重要建造物の管理に関する命令書(第18号様式)により行うものとする。

2 法第26条の規定による勧告は、景観重要建造物の管理に関する勧告書(第19号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の解除)

第27条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(第20号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第28条 法第29条第1項及び第2項の規定による提案は、景観重要樹木指定提案書(第21号様式)により行わなければならない。

(景観重要樹木の非指定の通知)

第29条 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木非指定通知書(第22号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の通知)

第30条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(第23号様式)により行うものとする。

2 前項の通知は、省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す図面で、縮尺2,500分の1以上のものを添付して行うものとする。

(景観重要樹木の標識の設置)

第 3 1 条 法第 3 0 条第 2 項の標識は、景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更許可の申請等)

第 3 2 条 法第 3 1 条第 1 項の許可の申請は、景観重要樹木の現状の変更に係る行為に着手する日の 6 0 日前までに、景観重要樹木現状変更許可申請書（第 2 4 号様式）により行わなければならない。

2 市長は、法第 3 1 条第 1 項の許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可書（第 2 5 号様式）により通知するものとする。

(景観重要樹木の原状回復等命令)

第 3 3 条 法第 3 2 条第 1 項において準用する法第 2 3 条第 1 項の規定による命令は、景観重要樹木原状回復等命令書（第 2 6 号様式）により行うものとする。

(景観重要樹木の滅失、毀損又は枯死の届出)

第 3 4 条 条例第 2 6 条の規定による届出は、景観重要樹木の全部又は一部が滅失し、毀損し、又は枯死した事実を知った日から 1 0 日以内に、景観重要樹木の滅失・毀損・枯死届出書（第 2 7 号様式）により行わなければならない。

(令 6 規則 2 0 ・一部改正)

(景観重要樹木の変更の届出)

第 3 5 条 条例第 2 7 条の規定による届出は、景観重要樹木変更届出書（第 2 8 号様式）により行わなければならない。

(景観重要樹木の現状変更行為の完了等の報告)

第 3 6 条 条例第 2 8 条の規定による報告は、景観重要樹木現状変更行為完了・中止報告書（第 2 9 号様式）により行わなければならない。

(景観重要樹木の原状回復等に係る報告)

第 3 7 条 条例第 2 9 条の規定による報告は、景観重要樹木原状回復等報告書（第 3 0 号様式）により行わなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第38条 条例第30条第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木が滅失し、毀損し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、毀損又は枯死を防ぐ措置を講じること。

(2) 前号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のために必要な措置を講じること。

(令6規則20・一部改正)

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第39条 法第34条の規定による命令は、景観重要樹木の管理に関する命令書(第31号様式)により行うものとする。

2 法第34条の規定による勧告は、景観重要樹木の管理に関する勧告書(第32号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の解除)

第40条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(第33号様式)により行うものとする。

(町田市景観アドバイザー)

第40条の2 町田市景観アドバイザーの任期は、2年とし、再任することを妨げない。

2 町田市景観アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 条例第31条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 辞任を申し出たとき。

(2) 前項の規定に違反したと認められるとき。

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、解嘱すべき事由があると認められるとき。

(令6規則20・追加)

(景観協議会)

第41条 条例第32条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 景観協議会の名称

(2) 景観協議会の構成員

(3) 景観協議会の協議事項

(景観協定)

第42条 法第81条第4項の認可の申請は、景観協定認可申請書(第34号様式)に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 土地所有者等の全員が景観協定の締結に合意していることを証する書類

(2) 土地所有者等の全員の氏名及び住所、当該土地所有者等の有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 法第84条第1項の認可の申請は、景観協定変更認可申請書(第35号様式)に、前項各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。

3 法第88条第1項の認可の申請は、景観協定廃止認可申請書(第36号様式)に、土地所有者等の過半数が廃止に合意していることを証する書類を添付して行わなければならない。

(景観整備機構)

第43条 法第92条第1項の規定による指定の申請は、景観整備機構指定申請書(第37号様式)により行わなければならない。

2 法第92条第1項の規定による指定は、景観整備機構指定書(第38号様式)により行うものとする。

3 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書(第39

号様式)により行わなければならない。

(地域景観資源の提案等)

第44条 条例第36条第1項の規定による提案は、地域景観資源提案書(第40号様式)に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 地域景観資源の保全育成計画

(2) 地域景観資源の位置図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 条例第36条第3項の規定による通知は、地域景観資源登録通知書(第41号様式)又は地域景観資源非登録通知書(第42号様式)により行うものとする。

3 条例第36条第6項の規定による届出は、地域景観資源所有者等変更届出書(第43号様式)により行わなければならない。

4 条例第36条第7項の規定による取消しは、地域景観資源登録取消通知書(第44号様式)により行うものとする。

(生活風景宣言の宣言等)

第45条 条例第37条第1項の規定による宣言は、当該宣言の名称、代表者の住所及び氏名、区域、目標並びに活動内容を明らかにしていなければならない。

2 条例第37条第2項の規定による登録の申請は、生活風景宣言登録申請書(第45号様式)に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 位置図

(2) 区域図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その宣言の内容が市の景観計画に適合し、良好な景観の形成に資すると認めるときは、生活風景宣言登録通知書(第46号様式)により当該申請者に通知するものとする。

4 条例第37条第3項の規定による更新の申請は、生活風景宣言登録更新申請書(第47号様式)に、第2項各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。

5 第3項の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(景観賞)

第46条 市長は、条例第38条の景観賞（以下「景観賞」という。）の贈呈の対象となる者の候補者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募の方法、時期その他の公募について必要な事項は、市長が別に定める。

(平25規則59・令6規則20・一部改正)

(街づくりアドバイザーの派遣)

第47条 条例第40条第2項の規定による街づくりアドバイザーの派遣を求めようとする者は、市長に派遣の申請をしなければならない。

2 前項の派遣の申請は、町田市住みよい街づくり条例施行規則（令和4年3月町田市規則第38号）第19条の規定の例により行うものとする。

(令6規則20・追加)

(補則)

第48条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令6規則20・旧第47条繰下)

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日規則第56号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1号及び第5条第3項の規定は、平成24年8月30日から適用する。

附 則（平成25年7月31日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第5号様式、第6号様式、第13号様式、第18号様式、第26号様式及び第31号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年6月28日規則第10号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日規則第80号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年3月29日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号様式の2、第4号様式、第14号様式、第18号様式、第19号様式、第27号様式、第31号様式及び第32号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第6条関係）

（平25規則20・令6規則20・一部改正）

法第 16 条第 1 項第 1 号（建築物の建築等）に係る届出を要しない行為の規模

景観計画区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模
丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、にぎわいゾーン、町田駅前通り景観形成誘導地区及び多摩境通り景観形成誘導地区	次の各号のいずれにも該当しない建築物 (1) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 6 号の建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が 10 メートル以上のもの (2) 集合住宅（共同住宅、長屋、寮又は宿舎をいい、住宅以外の用途を併用するものを含む。）で建築戸数が 9 戸以上のもの (3) 建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号の延べ面積（以下「延べ面積」という。）が 1,000 平方メートル以上のもの (4) コンテナ倉庫（コンテナ又はこれに類するものを利用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫業を営むために利用するものをいう。）
小野路宿通り景観形成誘導地区	延べ面積が 10 平方メートル以下の建築物

別表第 2（第 6 条関係）

（令 3 規則 80・一部改正、令 6 規則 20・旧別表第 3 繰上・一部改正）

法第 16 条第 1 項第 3 号（開発行為）に係る届出を要しない行為の規模

景観計画区域内において定められ	届出を要しない行為の規模
-----------------	--------------

た地区	
丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、にぎわいゾーン、町田駅前通り景観形成誘導地区及び多摩境通り景観形成誘導地区	開発区域の面積が1,000平方メートル未満のもの
小野路宿通り景観形成誘導地区	開発区域の面積が500平方メートル未満のもの

別表第3（第6条関係）

（令6規則20・旧別表第4繰上）

条例第11条第2項第1号（土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更）に係る届出を要しない行為の規模

景観計画区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模
丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、にぎわいゾーン、町田駅前通り景観形成誘導地区及び多摩境通り景観形成誘導地区	土地の形質の変更に係る土地の面積（以下「造成面積」という。）が1,000平方メートル未満のもの
小野路宿通り景観形成誘導地区	造成面積が500平方メートル未満のもの

別表第4（第6条関係）

（令6規則20・旧別表第6繰上・一部改正）

条例第11条第2項第2号（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）に係る届出を要しない行為の規模

景観計画区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模

丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、にぎわいゾーン、町田駅前通り景観形成誘導地区及び多摩境通り景観形成誘導地区	物件の堆積に係る土地の面積が1,000平方メートル未満のもの
小野路宿通り景観形成誘導地区	物件の堆積の期間が90日以下又は堆積の高さが1.5メートル以下のもの

別表第5（第6条関係）

（令6規則20・旧別表第7繰上・一部改正）

条例第11条第2項第3号（水面の埋立て）に係る届出を要しない行為の規模

景観計画区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模
丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン及び多摩境通り景観形成誘導地区	水面の埋立ての面積が1,000平方メートル未満のもの
にぎわいゾーン、小野路宿通り景観形成誘導地区及び町田駅前通り景観形成誘導地区	すべてのもの

別表第6（第6条関係）

（令6規則20・追加）

法第16条第1項第2号（工作物の建設等）に係る届出を要しない行為の規模

景観計画区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模
丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、にぎわいゾーン、町田駅前通り景観形成誘導地区及び多摩境通り景観	（1） 第6条第3項第1号から第3号までに掲げる工作物にあつては、工作物の高さ（建築物の高さの算定方法を適用して算定

形成誘導地区	した高さをいう。以下同じ。) が 10 メートル未満のもの (2) 第6条第3項第4号に掲げる工作物にあつては、すべてのもの (3) 第6条第3項第5号に掲げる工作物にあつては、事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満のもの (4) 第6条第3項第6号に掲げる工作物にあつては、工作物の高さが 15 メートル未満のもの (5) 第6条第3項第7号に掲げる工作物にあつては、太陽電池モジュールの面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
小野路宿通り景観形成誘導地区	(1) 第6条第3項第1号から第3号までに掲げる工作物にあつては、工作物の高さが 1.5 メートル以下のもの (2) 第6条第3項第4号に掲げる工作物にあつては、小野路1号雨水幹線のせせらぎ部分(都道156号線に面する区間をいう。)以外のもの (3) 第6条第3項第5号に掲げる工作物にあつては、事業区域の面積が 500 平方メートル未満のもの (4) 第6条第3項第6号に掲げる工作物にあつては、工作物の高さが 15 メートル

	未満のもの (5) 第6条第3項第7号に掲げる工作物 にあつては、太陽電池モジュールの面積の 合計が200平方メートル未満のもの
--	--

別表第7（第10条の2関係）

（令6規則20・追加）

事前協議の対象行為	申出期限
条例第11条の2第1項第1号に掲げる行為	当該行為を行う日の30日前又は当該行為に係る法第16条第1項各号に掲げる行為の内容を変更することが可能な日のいずれか早い日
条例第11条の2第1項第2号に掲げる行為	当該行為を行う日の15日前又は当該行為の内容を変更することが可能な日のいずれか早い日
条例第11条の2第1項第3号に掲げる行為	当該行為を行う日の15日前又は当該行為に係る屋外広告物等の規模、形態、意匠等を変更することが可能な日のいずれか早い日
条例第11条の2第1項第4号に掲げる行為	当該行為を行う日の90日前又は当該行為に係るエリアマネジメント広告活用計画（町田市屋外広告物条例第13条第1項に規定するエリアマネジメント広告活用計画をいう。） の内容を変更することが可能な日のいずれか早い日

第1号様式(第5条関係)

(1面)

景観計画区域内における行為の届出書	
年 月 日	
町田市長	様
届出者(事業主) 住 所	
氏 名	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
代理人 住 所	
氏 名	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
景観法第16条第1項の規定により届け出ます。	
※ 町田市受付欄	
(注意)	
1 ※欄には、記入しないでください。	
2 周辺状況等を表示する図面、周辺状況写真、位置図、立面図(2面以上、彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値(以下「マンセル値」という。))が表示されたもの)、景観計画で定める制限に対する措置状況を記載した書類等を添付してください。	
3 設計又は施行方法の変更のうち、景観法第16条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に該当することとなるもの以外は、第2号様式により変更の届出をしてください。	
4 行為の完了後、速やかに竣工写真等を提出してください。	

1 行為の場所		地 名 地 番					
		地 域 の 別		☐ 景観形成ゾーン ☐ 景観形成誘導地区			
届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	2 届 出 対 象 行 為		届 出 対 象 行 為 の 設 計 又 は 施 行 方 法				
	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区 分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)				
		用途	高さ		階数		
				m		階	
		敷地面積		延べ面積			
				m ²		m ²	
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色				
			色相()/明度()/彩度()				
			強調色				
			色相()/明度()/彩度()				
				アクセント色			
			色相()/明度()/彩度()				
			屋根色				
			色相()/明度()/彩度()				
	許可等を取得する他法令の名称						
	(都条例の大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号： 第 号 年 月 日						
(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区 分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)					
	用途						
	高さ	築造面積					
			m		m ²		
	外壁色彩のマンセル値	外壁基本色					
		色相()/明度()/彩度()					
許可等を取得する他法令の名称							
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積		構築する施設				
	m ²						
	のり 法面及び擁壁の高さ	のり 法面及び擁壁の長さ					
	m		m				
許可等を取得する他法令の名称							
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(町田市景観条例第11条第2項第1号)	施行する土地の区域の面積		構築する施設				
	m ²						
	のり 法面及び擁壁の高さ	のり 法面及び擁壁の長さ					
	m		m				
許可等を取得する他法令の名称							

(3面)

	(5) 屋外における土石、 廃棄物、再生資源その 他の物件の堆積(町田 市景観条例第11条第2 項第2号)	施行する土地の区域の面積		構築する施設		
		のり 法面及び擁壁の高さ		のり 法面及び擁壁の長さ		
		m ²		m		
			許可等を取得する他法令の名称			
	(6) 水面の埋立て(町 田市景観条例第11条 第2項第3号)	施行する土地の区域の面積		構築する施設		
のり 法面及び擁壁の高さ		のり 法面及び擁壁の長さ				
m		m				
		許可等を取得する他法令の名称				
3 行為の期間		着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日				
4 景観に関 する情報の 提供	種 別	☐ 説明会(回) ☐ 個別訪問 ☐ その他()				
	情 報 提 供 を 行 っ た 日 又 は 期 間	年 月 日～ 年 月 日		人数 人		
	使用した図書					
	出された意見 及びそれに対 する措置					
5 備考						

第1号様式の2(第5条、第10条関係)

景観計画区域内における行為の完了(中止)届出書	
町田市長	様
年 月 日	
届出者(事業主)住 所	
氏 名	
〔 法人その他の団体にあっては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知に係る景観計画区域内にお ける行為について、下記のとおり 〔 完了 中止 〕 したことを届け出ます。	
1 景観計画区域内にお ける行為の届出書受付番号	年 月 日 第 号
2 行為の場所	地名地番
	地域の別
	☐ 景観形成ゾーン
	☐ 景観形成誘導地区
3 行為の種類	☐ 建築物の建築等
	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)
	☐ 工作物の建設等
	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)
	☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
	☐ 水面の埋立て
4 完了・中止年月日	年 月 日
※ 町田市受付欄	
(注意)	
1 〔 〕 内の該当する項目を○で囲んでください。	
2 ※欄には、記入しないでください。	
3 完了したときは、竣工写真並びに撮影位置及び方向を図示した図面を添付してください。	

第2号様式(第8条関係)

景観計画区域内における行為の変更届出書	
年 月 日	
町田市長	様
届出者(事業主)住 所	
氏 名	
(法人その他の団体にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
代理者 住 所	
氏 名	
(法人その他の団体にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 景観計画区域内にお ける行為の届出書受付番号	年 月 日 第 号
2 行為の場所	地名地番
	地域の別
3 設計又は施行方法の変 更の概要	☐ 景観形成ゾーン
	☐ 景観形成誘導地区
4 変更理由	変更前
	変更後
※ 町田市受付欄	
(注意)	
1 ※欄には、記入しないでください。	
2 設計又は施行方法の変更の内容がわかる書類及び図書を添付してください。	

第3号様式(第9条関係)

第 年 月 号
日

様

町田市長

印

設 計 変 更 等 勧 告 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、町田市景観条例第14条第2項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表される場合があります。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 適合していない行為の制限の内容
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

第4号様式(第10条関係)

(1面)

景観計画区域内における行為の通知書	
年 月 日	
町田市長	様
通知者(事業主)住 所	
氏 名	
(法人その他の団体にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
代理人 住 所	
氏 名	
(法人その他の団体にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
景観法第16条第5項の規定により通知します。	
※ 町田市受付欄	
(注意)	
1 ※欄には、記入しないでください。	
2 周辺状況等を表示する図面、周辺状況写真、位置図、立面図(2面以上、彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値(以下「マンセル値」という。)が表示されたもの)、景観計画で定める制限に対する措置状況を記載した書類等を添付してください。	
3 設計又は施行方法の変更のうち、景観法第16条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に該当することとなるもの以外は、第2号様式により変更の届出をしてください。	
4 行為の完了後、速やかに竣工写真等を提出してください。	

1 行為の場所		地 名 地 番					
		地 域 の 別		☐ 景観形成ゾーン ☐ 景観形成誘導地区			
届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	2 届 出 対 象 行 為		届 出 対 象 行 為 の 設 計 又 は 施 行 方 法				
	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区 分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)				
		用途	高さ		階数		
				m		階	
		敷地面積		延べ面積			
				m ²		m ²	
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相()/明度()/彩度()				
			強調色 色相()/明度()/彩度()				
			アクセント色 色相()/明度()/彩度()				
			屋根色 色相()/明度()/彩度()				
		許可等を取得する他法令の名称					
	(都条例の大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号： 第 号 年 月 日						
	(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区 分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)				
		用途					
		高さ	築造面積				
				m		m ²	
		外観色彩のマンセル値	外観基本色 色相()/明度()/彩度()				
	許可等を取得する他法令の名称						
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積		構築する施設				
	のり 法面及び擁壁の高さ		のり 法面及び擁壁の長さ				
	m		m				
許可等を取得する他法令の名称							
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(町田市景観条例第11条第2項第1号)	施行する土地の区域の面積		構築する施設				
	のり 法面及び擁壁の高さ		のり 法面及び擁壁の長さ				
	m		m				
	許可等を取得する他法令の名称						

(3面)

	(5) 屋外における土石、 廃棄物、再生資源その 他の物件の堆積(町田 市景観条例第11条第2 項第2号)	施行する土地の区域の面積		構築する施設		
		のり 法面及び擁壁の高さ		のり 法面及び擁壁の長さ		
		m ²		m		
			許可等を取得する他法令の名称			
	(6) 水面の埋立て(町 田市景観条例第11条 第2項第3号)	施行する土地の区域の面積		構築する施設		
のり 法面及び擁壁の高さ		のり 法面及び擁壁の長さ				
m		m				
		許可等を取得する他法令の名称				
3 行為の期間		着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日				
4 景観に関 する情報の 提供	種 別	☐ 説明会(回) ☐ 個別訪問 ☐ その他()				
	情 報 提 供 を 行 っ た 日 又 は 期 間	年 月 日～ 年 月 日		人数 人		
	使用した図書					
	出された意見 及びそれに対 する措置					
5 備考						

第4号様式の2(第10条の2関係)

(1面)

事前協議申出書	
年 月 日	
町田市長	様
申出者(事業主) 住 所	
氏 名	
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
代理人 住 所	
氏 名	
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
町田市景観条例第11条の2第1項本文の規定により、次のとおり協議を申し出ます。	
※ 町田市受付欄	
(注意)	
1 ※欄には、記入しないでください。 2 建築物の建築等に係る事前協議の場合は、敷地の位置及び周辺の状況を表示した付近見取図、周辺の状況の写真、配置図（1階平面図、外構計画、敷地内通路等の概略がわかるもの）、計画概要書（建築物の規模、用途等がわかるもの）その他市長が必要と認める図書を添付してください。 3 屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物等」といいます。）又は特定屋内広告物（以下これらを「広告物等」といいます。）の表示等に係る事前協議の場合は、表示等の位置及び周辺の状況を表示した付近見取図、周辺の状況の写真、屋外広告物等の立面図、広告物等を設置する建築物等の立面図、広告物等のデザイン図（寸法、素材、色彩のマンセル値等を表示したもの）その他市長が必要と認める図書を添付してください。 4 その他の行為に係る事前協議の場合は、当該行為を行う位置及び周辺の状況を表示した付近見取図、周辺状況写真、配置図、設計図又は造成計画図その他市長が必要と認める図書を添付してください。	

(2面)

1 行為の場所		地 名 地 番					
		地 域 の 別		☐ 景観形成ゾーン ☐ 景観形成誘導地区			
2	対 象 行 為	対 象 行 為 の 詳 細					
対 象 行 為 の 種 類 及 び 詳 細	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区 分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)				
		用途	高さ		階数		
				m		階	
		敷地面積			延べ面積		
					m ²		
					m ²		
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色				
			色相()/明度()/彩度()				
			強調色				
			色相()/明度()/彩度()				
			アクセント色				
			色相()/明度()/彩度()				
			屋根色				
			色相()/明度()/彩度()				
	許可等を取得する他法令の名称						
	(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区 分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)				
		用途					
		高さ	築造面積				
				m		m ²	
外壁色彩のマンセル値		外壁基本色					
色相()/明度()/彩度()							
許可等を取得する他法令の名称							
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積		構築する施設				
	m ²						
	のり 法面及び擁壁の高さ	のり 法面及び擁壁の長さ					
	m		m				
許可等を取得する他法令の名称							
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(町田市景観条例第11条第2項第1号)	施行する土地の区域の面積		構築する施設				
	m ²						
	のり 法面及び擁壁の高さ	のり 法面及び擁壁の長さ					
	m		m				
	許可等を取得する他法令の名称						

(3面)

(5) 屋外における土石、 廃棄物、再生資源その 他の物件の堆積(町田 市景観条例第11条第2 項第2号)	施行する土地の区域の面積 m ²		構築する施設		
	のり 法面及び擁壁の高さ m		のり 法面及び擁壁の長さ m		
	許可等を取得する他法令の名称				
	(6) 水面の埋立て(町 田市景観条例第11条 第2項第3号)	施行する土地の区域の面積 m ²		構築する施設	
		のり 法面及び擁壁の高さ m		のり 法面及び擁壁の長さ m	
		許可等を取得する他法令の名称			
	(7) 特定屋内広告物の 表示又は表示した特 定屋内広告物の規模、 形態若しくは意匠の 変更(町田市景観条例 第11条の2第1項第2 号)	行為の種別		表示・規模、形態又は意匠の変更	
		数量 枚・本・張・基		表示面積 m ²	
		表示内容			
	(8) 屋外広告物等の表 示、設置、表示の内容 の変更、改造又は移転 (町田市景観条例第11 条の2第1項第3号)	行為の種別		表示・設置・表示の内容の変更・改造・移転	
		屋外広告物等の種類		広告塔・広告板等・小型広告板・立看板等・はり紙 はり札等・広告旗・広告幕・電柱等利用広告物 標識利用広告・宣伝車利用広告・車体利用広告 アドバルーン・アーチ・装飾街路灯・店頭装飾 プロジェクションマッピング	
		数量 枚・本・張・個・台・基		表示面積 m ²	
表示内容					
(9) エリアマネジメン ト広告活用計画の認 定又は変更(町田市景 観条例第11条の2第1 項第4号)	行為の種別		認定・変更		
	計画の名称				
	活用計画の内容				
3 行為の期間	着手予定日		年	月	日
	完了予定日		年	月	日
4 備考					

第4号様式の3(第10条の2関係)

変更協議申出書	
年 月 日	
町田市長	様
届出者(事業主)住 所	
氏 名	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
代理者 住 所	
氏 名	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
町田市景観条例第11条の2第5項の規定により、次のとおり協議を申し出ます。	
1 事前協議申出書受付番号	年 月 日 第 号
2 行為の場所	地 名 地 番
	地 域 の 別
3 変更の概要	☐ 景観形成ゾーン
	☐ 景観形成誘導地区
4 変更理由	変更前
	変更後
※ 町田市受付欄	
(注意)	
1 ※欄には、記入しないでください。	
2 変更の内容がわかる書類及び図書を添付してください。	

第4号様式の4(第10条の3関係)

特定屋内広告物の表示等完了届出書	
年 月 日	
町田市長	様
届出者(事業主) 住 所	
氏 名	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
町田市景観条例第11条の2第4項（同条第6項において準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定による通知を受けた同条第1項第2号に掲げる行為が完了したので、町田市景観条例施行規則第10条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。	
1 町田市景観条例第11条の2第4項の規定による通知の番号	
年 月 日 第 号	
2 行為の場所	
表示先住所	
店舗・建物名	
※ 町田市受付欄	
(注意)	
1 ※欄には、記入しないでください。	
2 当該特定屋内広告物が見える道路、公園、河川等の公共施設から撮影した写真並びに撮影場所及び撮影方向を示した案内図を添付してください。当該特定屋内広告物が光源を使用するものである場合は、昼間及び夜間の双方の時間帯に撮影した写真を添付してください。	

第5号様式(第11条関係)

(表)

	第	号
	年	月
		日
様		
	町田市長	印
設 計 変 更 等 命 令 書		
年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを命じます。		
なお、この命令に従わない場合は、景観法第102条の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。		
記		
1 届出のあった行為		
2 適合していない形態意匠の制限の内容		
3 とるべき措置		
4 履行期限	年	月 日
5 報告期限	年	月 日
6 報告先		
(注意) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。		

(裏)

教示

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第6号様式(第11条関係)

(表)

	第	号
	年	日
	月	
様		
	町田市長	印
原 状 回 復 等 命 令 書		
あなたは、第 号により通知した設計変更等の命令に違反しているので、景観法第17条第5項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。		
なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。		
記		
1 原状回復等命令の対象となる行為		
2 適合していない形態意匠の制限の内容		
3 とるべき措置		
4 履行期限	年	月 日
5 報告期限	年	月 日
6 報告先		
(注意) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。		

(裏)

教示

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第7号様式(第12条関係)

		第 年	月	号 日
様				
		町田市長		印
期 間 延 長 通 知 書				
年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、その期間を延長しましたので、下記のとおり通知します。				
記				
1 届出のあった行為				
2 延長する期間				
年 月 日から 年 月 日まで(日間)				
3 延長する理由				

第8号様式(第15条関係)

(表)

景観重要建造物指定提案書	
年 月 日	
町田市長	様
提案者	住 所 氏 名
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
景観法※1	第20条第1項 第20条第2項 の規定により、次の建造物を景観重要建造物に指定するこ とを提案します。
※2 町田市受付欄	
(注意) 1 ※1印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。 2 ※2欄には、記入しないでください。 3 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の 図面、道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真、景観法第20条第1項 の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類を添付してください。	

(裏)

1 建 造 物 の 名 称	
2 建 造 物 の 所 在 地	
3 所有者の住所及び氏名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
4 建 築 年	元号 年 (西暦 年)
5 設 計 者	
6 施 工 者	
7 外 観 の 特 徴	
8 提 案 理 由 (景観上の重要性等)	

第9号様式(第16条関係)

第 年 月 日 号

様

町田市長 印

景 観 重 要 建 造 物 非 指 定 通 知 書

景観法 第20条第1項 第20条第2項 の規定により、景観重要建造物の指定の提案がありました建造物については指定しないこととしましたので、同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 提案年月日 年 月 日
- 4 建造物の所有者の住所及び氏名
- 5 指定しない理由

第10号様式(第17条関係)

		第	号
		年	日
		月	
様			
		町田市長	印
景 観 重 要 建 造 物 指 定 通 知 書			
景観法第19条第1項の規定により、下記の建造物を景観重要建造物に指定しましたので、 同法第21条第1項の規定により、下記のとおり通知します。			
記			
1 建造物の名称			
2 建造物の所在地			
3 指定番号		号	
4 指定年月日		年	月 日
5 建造物の所有者の住所及び氏名			
6 指定の理由となった外観の特徴			
7 景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲(別添のとおり)			
8 景観法施行規則第8条第1項第6号に掲げる事項を示す図面(別添のとおり)			

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

町田市長 様

住 所
申請者
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
建造物の所有者の住所及 び氏名	
現 状 変 更 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
設計方法又は施行方法	
現 状 変 更 の 理 由	
設計者の住所及び氏名 〔法人その他の団体に あつては、主たる事 務所の所在地、名称 及び代表者の氏名〕	
施工者の住所及び氏名 〔法人その他の団体に あつては、主たる事 務所の所在地、名称 及び代表者の氏名〕	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

(注意) 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地
周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該建造物及び当該行為をしよう
とする箇所の写真及び所有者の意見書(申請者が所有者以外の者である場合
に限る。)を添付してください。

第12号様式(第19条関係)

第 年 月 日 号

様

町田市長 印

景 観 重 要 建 造 物 現 状 変 更 許 可 書

年 月 日付けで申請のありました景観重要建造物の現状変更については、景観法第22条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 建造物の所有者の住所及び氏名
- 6 現状変更の場所
- 7 現状変更行為の種類
- 8 設計方法又は施行方法
- 9 着手予定日 年 月 日
- 10 完了予定日 年 月 日
- 11 許可の条件

		第	号
		年	日
		月	
様			
		町田市長	印
景 観 重 要 建 造 物 原 状 回 復 等 命 令 書			
あなたが行った行為は、景観法第22条第1項の規定又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第1項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。			
なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。			
記			
1 原状回復等命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号			
2 違反している内容			
3 とるべき措置			
4 履行期限	年	月	日
5 報告期限	年	月	日
6 報告先			
(注意) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。			

(裏)

教示

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第14号様式(第21条関係)

景観重要建造物の滅失・毀損届出書

年 月 日

町田市長様

住所

届出者氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要建造物が※滅失毀損しましたので、町田市景観条例第20条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
建造物の所有者の住所及び氏名	
※ 滅失毀損 の事実が生じた日	年 月 日
※ 滅失毀損 の 原 因	
毀 損 の 場 所 及 び 程 度 (毀損の場合のみ)	
※ 滅失毀損 の事実を知った日	年 月 日
※ 滅失毀損 の後にとられた措置その他参考となる事項	

(注意) ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

第15号様式(第22条関係)

景 観 重 要 建 造 物 変 更 届 出 書	
年 月 日	
町田市長	様
届出者	住 所 氏 名
	〔 法人その他の団体にあつては、主たる事 務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
景観重要建造物について、景観法第21条第1項の規定による通知のありました事項に変更が生じたので、町田市景観条例第21条の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
建造物の所有者の住所及び氏名	
変 更 前 の 事 項	
変 更 後 の 事 項	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

第16号様式(第23条関係)

景観重要建造物現状変更行為完了・中止報告書	
年 月 日	
町田市長	様
届出者	住 所 氏 名
	〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
年 月 日付け 第 号 により許可を受けた行為を完了・中止しましたので、町田市景観条例第22条の規定により、下記のとおり報告します。	
記	
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
建造物の所有者の住所及び氏名	
行 為 の 種 類	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
中止の理由(中止した場合)	

第17号様式(第24条関係)

景観重要建造物原状回復等報告書	
年 月 日	
町田市長	様
住所	
届出者氏名	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
年 月 日付け 第 号により命じられた原状回復等を行いましたので、町田市景観条例第23条の規定により、下記のとおり報告します。	
記	
建造物の名称	
建造物の所在地	
指定番号	号
指定年月日	年 月 日
建造物の所有者の住所及び氏名	
原状回復等の内容	
原状回復等年月日	年 月 日
備考	

第18号様式(第26条関係)

(表)

	第		号
	年	月	日
様			
	町田市長		印
景観重要建造物の管理に関する命令書			
あなたが所有し、又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため滅失し、又は管理が町田市景観条例に従って適			
は毀損するおそれがある切に行われていないと認められるため、景観法第26条の規定により、下記の			
とおり管理に関する措置をとることを命じます。			
なお、この命令に従わない場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料に処されることがあります。			
記			
1 管理に関する命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号			
2 命令の理由			
3 とるべき措置			
4 履行期限	年	月	日
5 報告期限	年	月	日
6 報告先			
(注意) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。			

(裏)

教示

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第 年 月 号
日

様

町田市長 印

景観重要建造物の管理に関する勧告書

あなたが所有し、又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため滅失し、又
管理が町田市景観条例に従って適
は毀損するおそれがある
と認められるため、景観法第26条の規定により、下記の
切に行われていない

とおり管理に関する措置をとることを勧告します。

記

- 1 管理に関する勧告の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

第20号様式(第27条関係)

第 年 月 号
日

様

町田市長 印

景観重要建造物指定解除通知書

景観法 第27条第1項 第27条第2項 の規定により景観重要建造物の指定を解除しましたので、同

条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 建造物の所有者の住所及び氏名
- 6 解除の理由

(表)

景 観 重 要 樹 木 指 定 提 案 書	
年 月 日	
町田市長	様
提案者	住 所 氏 名
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
景観法※1	第29条第1項 第29条第2項 の規定により、次の樹木を景観重要樹木に指定することを提案します。
※2 町田市受付欄	
(注意) 1 ※1印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。 2 ※2欄には、記入しないでください。 3 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真、景観法第29条第1項の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類を添付してください。	

(裏)

1 樹 木 の 種 類	
2 樹 木 の 所 在 地	
3 所有者の住所及び氏名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
4 外 観 の 特 徴	
5 提 案 理 由 (景観上の重要性等)	

第22号様式(第29条関係)

第 年 月 日 号

様

町田市長 印

景 観 重 要 樹 木 非 指 定 通 知 書

景観法 第29条第1項 第29条第2項 の規定により、景観重要樹木の指定の提案がありました樹木

については、指定しないこととしましたので、同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 樹木の種類
- 2 樹木の所在地
- 3 提案年月日 年 月 日
- 4 樹木の所有者の住所及び氏名
- 5 指定しない理由

第23号様式(第30条関係)

第 年 月 号
日

様

町田市長 印

景 観 重 要 樹 木 指 定 通 知 書

景観法第28条第1項の規定により、下記の樹木を景観重要樹木に指定しましたので、同法第30条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 樹木の種類
- 2 樹木の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 樹木の所有者の住所及び氏名
- 6 指定の理由となった外観の特徴
- 7 景観法施行規則第8条第1項第6号に掲げる事項を示す図面(別添のとおり)

景 観 重 要 樹 木 現 状 変 更 許 可 申 請 書	
年 月 日	
町田市長	様
申請者	住 所 氏 名
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、下記のとおり申請します。	
記	
樹 木 の 種 類	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹木の所有者の住所及び氏名	
現 状 変 更 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 概 要	
現 状 変 更 の 理 由	
施工者の住所及び氏名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
(注意) 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真及び所有者の意見書(申請者が所有者以外の者である場合に限る。)を添付してください。	

第25号様式(第32条関係)

第 年 月 日 号

様

町田市長 印

景 観 重 要 樹 木 現 状 変 更 許 可 書

年 月 日付けで申請のありました景観重要樹木の現状変更については、景観法第31条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 樹木の種類
- 2 樹木の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 樹木の所有者の住所及び氏名
- 6 現状変更の場所
- 7 現状変更行為の概要
- 8 施行方法
- 9 着手予定日 年 月 日
- 10 完了予定日 年 月 日
- 11 許可の条件

	第		号
	年	月	日
様			
	町田市長		印
景 観 重 要 樹 木 原 状 回 復 等 命 令 書			
あなたが行った行為は、景観法第31条第1項の規定又は同条第2項の規定により準用する同法第22条第3項の許可に付された条件に違反しているので、同法第32条第1項の規定により準用する同法第23条第1項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。 なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。			
記			
1 原状回復等命令の対象となる景観重要樹木の名称及び指定番号			
2 違反している内容			
3 とるべき措置			
4 履行期限	年	月	日
5 報告期限	年	月	日
6 報告先			
(注意) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。			

(裏)

教示

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第27号様式(第34条関係)

景観重要樹木の滅失・毀損・枯死届出書

年 月 日

町田市長 様

届出者 住 所 氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要樹木が※ 滅失 毀損 枯死 しましたので、町田市景観条例第26条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

樹 木 の 名 称	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹木の所有者の住所及び氏名	
※ 滅失 毀損 枯死 の事実が生じた日	年 月 日
※ 滅失 毀損 の 原 因 枯死	
毀 損 の 場 所 及 び 程 度 (毀損の場合のみ)	
※ 滅失 毀損 枯死 の事実を知った日	年 月 日
※ 滅失 毀損 枯死 の後にとられた措置 置その他参考となる事項	

(注意) ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

第28号様式(第35条関係)

景 観 重 要 樹 木 変 更 届 出 書	
年 月 日	
町田市長	様
届出者	住 所 氏 名
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
景観重要樹木について、景観法第30条第1項の規定による通知のありました事項に変更が生じたので、町田市景観条例第27条の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
樹 木 の 種 類	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹木の所有者の住所及び氏名	
変 更 前 の 事 項	
変 更 後 の 事 項	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

第29号様式(第36条関係)

景観重要樹木現状変更行為完了・中止報告書

年 月 日

町田市長 様

届出者 住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により許可を受けた行為を完了・中止しましたので、町田市景観条例第28条の規定により、下記のとおり報告します。

記

樹 木 の 種 類	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹木の所有者の住所及び氏名	
行 為 の 概 要	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
中止の理由（中止した場合）	

第30号様式(第37条関係)

景 観 重 要 樹 木 原 状 回 復 等 報 告 書

年 月 日

町田市長 様

住 所
届出者
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により命じられた原状回復等
を行いましたので、町田市景観条例第29条の規定により、下記のとおり報告します。

記

樹 木 の 種 類	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹木の所有者の住所及び氏名	
原 状 回 復 等 の 内 容	
原 状 回 復 等 年 月 日	年 月 日
備 考	

	第	号
	年	月
		日
様		
	町田市長	印
景観重要樹木の管理に関する命令書		
あなたが所有し、又は管理する景観重要樹木は、管理が適当でないため滅失し、毀損 し、又は枯死するおそれがある 管理が町田市景観条例に従って適切 と認められるため、景観法第34条の規定により、下記 に行われていない		
のとおり管理に関する措置をとることを命じます。		
なお、この命令に従わない場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料に 処されることがあります。		
記		
1 管理に関する命令の対象となる景観重要樹木の種類及び指定番号		
2 命令の理由		
3 とるべき措置		
4 履行期限	年	月 日
5 報告期限	年	月 日
6 報告先		
(注意) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。		

(裏)

教示

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第 号
年 月 日

様

町田市長 印

景観重要樹木の管理に関する勧告書

あなたが所有し、又は管理する景観重要樹木は、管理が適当でないため滅失し、毀損
管理が町田市景観条例に従って適切
し、又は枯死するおそれがある と認められるため、景観法第34条の規定により、下記
に行われていない
のとおり管理に関する措置をとることを勧告します。

記

- 1 管理に関する勧告の対象となる景観重要樹木の種類及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

第33号様式(第40条関係)

		第	号
		年	日
		月	
様			
町田市長			印
景 観 重 要 樹 木 指 定 解 除 通 知 書			
景観法	第35条第1項 第35条第2項	の規定により景観重要樹木の指定を解除しましたので、同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。	
記			
1 樹木の種類			
2 樹木の所在地			
3 指定番号		号	
4 指定年月日		年	月 日
5 樹木の所有者の住所及び氏名			
6 解除の理由			

第34号様式(第42条関係)

景 観 協 定 認 可 申 請 書

年 月 日

町田市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観協定の認可を受けたいので、景観法第81条第4項の規定により、次のとおり申請しま
す。

景観協定の名称					
土地所有者等の 人 数	土 地 の 所 有 者	土 地 の 借 地 権 者	法 第 91 条 第1項に規定 する借主	法 第 91 条 第2項に規定 する権利者	合 計
	人	人	人	人	人
景 観 協 定 区 域	町田市				
景 観 協 定 区 域 隣 接 地	町田市				
景 観 協 定 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
添 付 書 類	(1) 土地所有者等の全員が景観協定の締結に合意していることを証する書類 (2) 土地所有者等の全員の氏名及び住所、当該土地所有者等の有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書				
※認可年月日 年 月 日				※受付	
※認 可 番 号 第 号					

(注意) ※の欄には、記載しないでください。

第35号様式(第42条関係)

景 観 協 定 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日

町田市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

〔 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観協定の変更の認可を受けたいので、景観法第84条第1項の規定により、次のとおり申請します。

景観協定の名称						
景観協定の認可年月日		年 月 日				
景観協定の認可番号		第 号				
変更後の土地所有者等の人数		土 地 の 所 有 者	土 地 の 借 地 権 者	法第 91 条 第1項に規定する借主	法第 91 条 第2項に規定する権利者	合 計
		人	人	人	人	人
変更事項	変 更 前					
	変 更 後					
変 更 の 理 由						
添 付 書 類		(1) 土地所有者等の全員が景観協定の締結に合意していることを証する書類 (2) 土地所有者等の全員の氏名及び住所、当該土地所有者等の有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書				
※認可年月日 年 月 日				※受付		
※認可番号 第 号						

(注意) ※の欄には、記載しないでください。

第36号様式(第42条関係)

景 観 協 定 廃 止 認 可 申 請 書

年 月 日

町田市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観協定の廃止の認可を受けたいので、景観法第88条第1項の規定により、次のとおり申
請します。

景観協定の名称					
景 観 協 定 の 認 可 年 月 日	年 月 日				
景 観 協 定 の 認 可 番 号	第 号				
土地所有者等の 人 数	土 地 の 所 有 者	土 地 の 借 地 権 者	法第 91 条 第1項に規定 する借主	法第 91 条 第2項に規定 する権利者	合 計
	人	人	人	人	人
景 観 協 定 廃 止 合 意 者 の 人 数 及 び 割 合	人 %				
廃 止 の 理 由					
添 付 書 類	土地所有者等の過半数が廃止に合意していることを証する書類				
※認可年月日	年 月 日			※受付	
※認可番号	第 号				

(注意) ※の欄には、記載しないでください。

第37号様式(第43条関係)

町田市長	様	年 月 日
法人の住所		
法人の名称 代表者氏名		
事務所 の名称 事務所の所在地		
印		
景 観 整 備 機 構 指 定 申 請 書		
景観整備機構の指定を受けたいので、景観法第92条第1項の規定により、次のとおり申請します。		
法人の種別	☐ 一般社団法人又は一般財団法人 ☐ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人	
機構として 行おうとする 業務の内容	景観法第93条	
	☐ 第1号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
	☐ 第2号	管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
	☐ 第3号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
	☐ 第4号	前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
	☐ 第6号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
	☐ 第7号	前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

(注意)

- 1 該当する□に、レ印を記入してください。
- 2 行おうとしている業務の具体的な内容のわかる資料を添付してください。

第38号様式(第43条関係)

第 号
年 月 日

様

町田市長 印

景 観 整 備 機 構 指 定 書

年 月 日付けで申請のありました景観整備機構の指定については、審査の結果、適正であると認められるので、景観法第92条第1項の規定により、景観整備機構として下記のとおり指定します。
つきましては、景観法を遵守し、良好な景観の形成を推進するため、適正かつ確実に業務を実施してください。

記

- 1 指定番号
- 2 機構の名称
- 3 機構の住所
- 4 機構の代表者の氏名
- 5 事務所の所在地
- 6 業務内容

第39号様式(第43条関係)

町田市長		様		年 月 日	
		法人の住所			
		法人の名称 代表者氏名		印	
景 観 整 備 機 構 名 称 等 変 更 届 出 書					
景観整備機構の名称等を変更したいので、景観法第92条第3項の規定により、届け出ます。					
指定年月日・指定番号		年 月 日 第 号			
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日			
変 更 す る 事 項		☐ 機構の名称 ☐ 住所 ☐ 代表者の氏名 ☐ 事務所の所在地			
変 更 の 内 容		変更前			
		変更後			
変 更 の 理 由					

(注意) 該当する□に、レ印を記入してください。

年 月 日

町田市長

様

届出者 住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

地 域 景 観 資 源 提 案 書

町田市景観条例第36条第1項の規定により、下記の資源を地域景観資源に登録することを提案します。

記

- 1 資源の名称
- 2 資源の所在地
- 3 資源の種類
- 4 提案理由
- 5 所有者及び近隣住民の意向

第41号様式(第44条関係)

第 年 月 号
日

様

町田市長

印

地 域 景 観 資 源 登 録 通 知 書

地域景観資源を登録しましたので、町田市景観条例第36条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 資源の名称
- 2 資源の所在地
- 3 資源の種類
- 4 登録番号
- 5 登録年月日
- 6 資源の所有者の住所及び氏名

号

年 月 日

第42号様式(第44条関係)

第 年 月 号 日

様

町田市長

印

地 域 景 観 資 源 非 登 録 通 知 書

町田市景観条例第36条第1項の規定により、地域景観資源の登録の提案がありました資源については、登録しないこととしましたので、同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 資源の名称
- 2 資源の所在地
- 3 資源の種類
- 4 登録しない理由

第43号様式(第44条関係)

町田市長	様	年 月 日
所有者 住 所 氏 名		
(法人その他の団体にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
地 域 景 観 資 源 所 有 者 等 変 更 届 出 書		
地域景観資源の所有者を変更しましたので、町田市景観条例第36条第6項の規定により、 下記のとおり届け出ます。		
記		
1 資源の名称		
2 資源の所在地		
3 資源の種類		
4 登録番号 号		
5 登録年月日 年 月 日		
6 変更内容		
変 更 前 の 所 有 者	住所	
	氏名	
変 更 後 の 所 有 者	住所	
	氏名	
7 変更年月日 年 月 日		

第44号様式(第44条関係)

第 年 月 日 号

様

町田市長 印

地 域 景 観 資 源 登 録 取 消 通 知 書

町田市景観条例第36条第7項の規定により、地域景観資源の登録を取り消しましたので、
下記のとおり通知します。

記

- 1 資源の名称
- 2 資源の所在地
- 3 資源の種類
- 4 登録番号
- 5 登録年月日 年 月 日
- 6 資源の所有者の住所及び氏名
- 7 取消しの理由

年 月 日

町田市長 様

申請者(代表者) 住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

生 活 風 景 宣 言 登 録 申 請 書

町田市景観条例施行規則第45条第2項の規定により、下記のとおり生活風景宣言の登録
を申請します。

記

- 1 宣言の名称
- 2 宣言の代表者の住所及び氏名
- 3 宣言の区域
- 4 宣言の目標
- 5 宣言の活動内容

第46号様式(第45条関係)

		第	号
		年	日
		月	
様			
		町田市長	印
生 活 風 景 宣 言 登 録 通 知 書			
生活風景宣言を登録しましたので、町田市景観条例施行規則第45条第3項の規定により、 下記のとおり通知します。			
記			
1	宣言の名称		
2	宣言の代表者の住所及び氏名		
3	宣言の区域		
4	宣言の目標		
5	宣言の活動内容		
6	登録番号	号	
7	登録年月日	年	月 日

年 月 日

町田市長 様

申請者(代表者) 住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

生 活 風 景 宣 言 登 録 更 新 申 請 書

町田市景観条例施行規則第45条第4項の規定により、下記のとおり生活風景宣言の登録の更新を申請します。

記

- 1 宣言の名称
- 2 宣言の代表者の住所及び氏名
- 3 宣言の区域
- 4 宣言の目標
- 5 宣言の活動内容

第1号様式（第5条関係）

（平22規則56・令元規則10・令3規則80・令6規則20・一部改正）

第1号様式の2（第5条、第10条関係）

（平22規則56・追加、令3規則80・令6規則20・一部改正）

第2号様式（第8条関係）

（令3規則80・一部改正）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第10条関係）

（平22規則56・令元規則10・令3規則80・令6規則20・一部改正）

第4号様式の2（第10条の2関係）

（令6規則20・追加）

第4号様式の3（第10条の2関係）

（令6規則20・追加）

第4号様式の4（第10条の3関係）

（令6規則20・追加）

第5号様式（第11条関係）

（平30規則25・令3規則80・一部改正）

第6号様式（第11条関係）

（平30規則25・令3規則80・一部改正）

第7号様式（第12条関係）

第8号様式（第15条関係）

（令3規則80・一部改正）

第9号様式（第16条関係）

第10号様式（第17条関係）

第11号様式（第19条関係）

（令3規則80・一部改正）

第 1 2 号様式（第 1 9 条関係）

第 1 3 号様式（第 2 0 条関係）

（平 3 0 規則 2 5 ・ 令 3 規則 8 0 ・ 一部改正）

第 1 4 号様式（第 2 1 条関係）

（令 3 規則 8 0 ・ 令 6 規則 2 0 ・ 一部改正）

第 1 5 号様式（第 2 2 条関係）

（令 3 規則 8 0 ・ 一部改正）

第 1 6 号様式（第 2 3 条関係）

（令 3 規則 8 0 ・ 一部改正）

第 1 7 号様式（第 2 4 条関係）

（令 3 規則 8 0 ・ 一部改正）

第 1 8 号様式（第 2 6 条関係）

（平 3 0 規則 2 5 ・ 令 3 規則 8 0 ・ 令 6 規則 2 0 ・ 一部改正）

第 1 9 号様式（第 2 6 条関係）

（令 6 規則 2 0 ・ 一部改正）

第 2 0 号様式（第 2 7 条関係）

第 2 1 号様式（第 2 8 条関係）

（令 3 規則 8 0 ・ 一部改正）

第 2 2 号様式（第 2 9 条関係）

第 2 3 号様式（第 3 0 条関係）

第 2 4 号様式（第 3 2 条関係）

（令 3 規則 8 0 ・ 一部改正）

第 2 5 号様式（第 3 2 条関係）

第 2 6 号様式（第 3 3 条関係）

（平 3 0 規則 2 5 ・ 令 3 規則 8 0 ・ 一部改正）

第 2 7 号様式（第 3 4 条関係）

(令 3 規則 8 0 ・ 令 6 規則 2 0 ・ 一部改正)

第 2 8 号様式 (第 3 5 条関係)

(令 3 規則 8 0 ・ 一部改正)

第 2 9 号様式 (第 3 6 条関係)

(令 3 規則 8 0 ・ 一部改正)

第 3 0 号様式 (第 3 7 条関係)

(令 3 規則 8 0 ・ 一部改正)

第 3 1 号様式 (第 3 9 条関係)

(平 3 0 規則 2 5 ・ 令 3 規則 8 0 ・ 令 6 規則 2 0 ・ 一部改正)

第 3 2 号様式 (第 3 9 条関係)

(令 6 規則 2 0 ・ 一部改正)

第 3 3 号様式 (第 4 0 条関係)

第 3 4 号様式 (第 4 2 条関係)

第 3 5 号様式 (第 4 2 条関係)

第 3 6 号様式 (第 4 2 条関係)

第 3 7 号様式 (第 4 3 条関係)

第 3 8 号様式 (第 4 3 条関係)

第 3 9 号様式 (第 4 3 条関係)

第 4 0 号様式 (第 4 4 条関係)

(令 3 規則 8 0 ・ 一部改正)

第 4 1 号様式 (第 4 4 条関係)

第 4 2 号様式 (第 4 4 条関係)

第 4 3 号様式 (第 4 4 条関係)

(令 3 規則 8 0 ・ 一部改正)

第 4 4 号様式 (第 4 4 条関係)

第 4 5 号様式 (第 4 5 条関係)

(令 3 規則 8 0 ・ 一部改正)

第 4 6 号様式 (第 4 5 条関係)

第 4 7 号様式 (第 4 5 条関係)

(令 3 規則 8 0 ・ 一部改正)